

## 小竹町住宅用地球温暖化対策設備設置事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この告示は、エネルギーの安定的な供給と温室効果ガスの削減に寄与するとともに、町民一人ひとりの省エネルギー及び環境保全に関する意識の醸成を図ることを目的として、住宅への太陽光発電を主とする新エネルギー等の導入促進を図り、石油代替エネルギーの確保及び地球温暖化対策を推進するため、住宅用太陽光発電システム（以下「システム」という。）、又は給湯器等の設備を単独若しくは複合的に設置するものに対し、設置に係る経費の一部を予算の範囲内において補助することについて必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 町内に自ら居住し、若しくは居住することとしている住宅（小規模店舗等を併設した住宅にあつては、延床面積の2分の1以上を住居用に供する建物（以下「併用住宅」という。）を含む。以下同じ。）にシステム又は給湯器等の設備を単独若しくは複合的に設置する者、又はあらかじめシステム又は給湯器等（未使用のものに限る。）が設置された住宅を自ら居住する目的で購入する者。ただし、補助金の交付対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）を設置する住宅が補助金の交付対象者の所有物でない場合は、当該住宅の所有者の設置承諾を受けていなければならない。
- (2) システムについては、住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金交付要綱（平成20年10月31日財資第1号。以下「国補助要綱」という。）の規定に基づく国の補助金の交付決定を受けている者
- (3) 申請時において、町税等（各種使用料及び手数料並びに町の各種資金の貸付け等を含む。）を滞納していない者（同居している者を含む。）
- (4) 電力会社と電力受給契約を締結することができる者

### (補助対象設備及び補助金の額)

第3条 補助対象設備及び補助金の額は、別表第1に定めるものとする。

### (補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象設備の設置工事の着手前に、小竹町住宅用地球温暖化対策設備設置事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 設置予定場所（住宅）の位置図

- (2) 補助対象設備設置工事に係る費用の内訳が確認できる見積書の写し
  - (3) 補助対象設備設置工事請負契約書の写し
  - (4) 補助対象設備の仕様、規格等が判別できる書類（仕様書、カタログ等）
  - (5) 対象工事を行う住宅の全景及び対象工事を行う場所の現況を示す写真
  - (6) システムを設置する者にあつては、国補助要綱の規定に基づく補助金の交付申請書の写し
  - (7) 補助対象設備を設置する住宅が補助金の交付対象者の所有物でない場合は、当該住宅の所有者の設置承諾書（様式第2号）
  - (8) 納税証明書若しくは滞納のない証明書
  - (9) その他町長が必要と認める書類
- 2 補助金の交付は、1住宅につき1回限りとする。  
（事務手続きの代行）

第5条 申請者は、補助金の交付に係る事務手続きを第三者に代行させる事ができる。

- 2 申請者は、前項の事務手続きを代行させるとき、補助金申請に係る委任状（様式第3号）を町長に提出しなければならない。  
（補助金の交付決定等）

第6条 町長は、第5条第1項に規定する申請書が提出された場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、小竹町住宅用地球温暖化対策設備設置事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により、補助金を交付しないと決定したときは、小竹町住宅用地球温暖化対策設備設置事業補助金不交付決定通知書（様式第5号）により、それぞれ通知するものとする。  
（計画の変更等）

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、交付決定の内容を変更しようとするときは、小竹町住宅用地球温暖化対策設備等設置計画変更申請書（様式第6号）を町長に提出し、その承諾を受けなければならない。

- 2 交付決定者は、補助対象設備の設置を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに小竹町住宅用地球温暖化対策設備等設置計画中止（廃止）申請書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。  
（実績報告）

第8条 交付決定者は、補助金の交付決定を受けた補助対象設備の設置工事が完了したときは、小竹町住宅用地球温暖化対策設備設置事業補助金実績報告書（様式第8号）に、次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 国補助要綱の規定に基づく補助金の交付の決定を受けていることを証する書類の写し
- (2) 補助対象設備の設置工事に要した費用の領収書及び領収書内訳書の写し
- (3) 補助対象設備の設置完了後の現況写真
- (4) 太陽光発電システムにあつては、電力会社との電力受給契約書及び竣工検査の試験記録書の写し、システム以外にあつては当該設備の保証書の写し
- (5) 住民票の謄本（全員）
- (6) その他町長が必要と認める書類  
（補助金額の確定）

第9条 町長は、前条に規定する報告書が提出された場合は、その内容を審査し、適正と認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、小竹町住宅用地球温暖化対策設備設置事業補助金額確定通知書（様式第9号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第10条 町長は、前条の規定により補助金の額の確定を受けた者が提出する小竹町住宅用地球温暖化対策設備設置事業補助金交付請求書（様式第10号）に基づき、補助金を交付するものとする。

（補助金交付の取消し及び返還）

第11条 町長は、補助金交付決定者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 国補助要綱に基づく補助金の返還を求められたとき。
- (3) システムを、その減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数の期間内において処分したとき。ただし、天災地変等交付決定者の責に帰することのできない理由がある場合には、この限りではない。
- (4) 給湯器等を使用開始より10年未満の期間内において処分したとき。ただし、天災地変等交付決定者の責に帰することのできない理由がある場合には、この限りではない。

2 町長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

（協力）

第12条 町長は、補助金の交付を受けてシステムを設置した者に対し、必要に応じてシステムの使用状況に関するデータの提供等の協力を求めることが

できる。

(補則)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

	対象設備	補助金の額	備考
1 システム	住宅用太陽光 発電システム	システムを構成する太陽電池 モジュールの公称最大出力の 合計値（キロワット表示とし、 その出力に小数点以下2位未 満のあるときは、その端数を 切り捨てる。）に、1キロワッ ト当たり4万円を乗じて得た 額とする。ただし、15万円 を限度とする。	
2 給湯器等	家庭用燃料電池 （通称：エネファーム）	一律10万円とする。	家庭用燃料電池と高効率給湯器は、いずれかのうち1つのみを補助金の対象とする。
	高効率給湯器 （通称：エコキュート エコジョーズ エコフィール エコウイル）	一律3万円とする。	